

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
各連結法人における試験研究費の額		1	円	平均売上金額	平均売上金額	円
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		2		平均売上金額の10%相当額	平均売上金額の10%相当額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		4		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		5		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		6		平均売上金額	平均売上金額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		7		平均売上金額の10%相当額	平均売上金額の10%相当額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		8		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		9		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		10		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		11		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	

別表六の二（五） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第9項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）又は平成26年改正前の措置法第68条の9第9項第1号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別

控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。